CNIPA、「専利開放許諾の実施料の試算に関するガイドライン（試行）」を公表

2022 年 10 月 25 日
JETRO 香港事務所

2022 年 10 月 24 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「**専利開放許諾の実施料の試算に関するガイドライン（試行）**」（专利开放许可使用费估算指引（试行）[1]）を公表した。

本ガイドラインは、2021 年 6 月施行の改正専利法において創設された専利開放許諾制度[2]の実施および運用を支援するために、専利権者が専利開放許諾を表明するにあたり、その実施料の支払い方法や基準を科学的、公平かつ合理的に設定する際の指針[3]として策定されたものである。

試算方法として以下の 5 つを挙げている。

① 専利が自己実施されたことによって生じた収益に基づく参考基準[4]を使用

② 過去に締結した一般ライセンス契約でのロイヤルティ[5]を参考基準として使用

③ 同一または類似の技術分野等における一般ライセンス契約の統計値[6]を使用

④ 国際的な一般ライセンス料率[7]を参考基準として使用

⑤ 一般的な資産評価方法[8]を使用

---

1 ［原文 URL］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html
2 専利権者が専利権の実施を許諾する意思を表明するとともに、許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門がそれを公告し、開放許諾とする制度である。改正専利法の第 50～52 条を参照。［改正専利法の和訳 URL（ジェトロ作成）］
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf
3 あくまで参考であり、義務や拘束力を持つものではない、と説明されている。
4 専利製品の販売による収益のうち、専利技術による貢献部分。
5 過去に締結した専利権ライセンス契約での平均年間使用料が挙げられている。
6 一例として、「“十三五” 国民経済産業分野の専利実施権の一般ライセンスに関する統計表」（“十三五”国民经济行业专利实施普通许可统计表）が挙げられている（本ガイドラインの別紙 2 参照）。
7 国際的な経験によれば、製品利益の 25%［※１］または製品売上の 5%［※２］がロイヤルティ率の交渉の基準として使用される、と説明されている。
［※１］<Intellectual Property Valuation Manual for Academic Institutions> ”5.8.2. History of the 25% Rule” https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=332588
［※２］<Cumulative Count of License Agreements Added by RoyaltyStat> “Median Sales-Based Royalty Rates [%]” https://www.royaltystat.com/

そして、いずれの試算方法においても、開放許諾の「一対多」の性質を考慮し、予想されるライセンシーの数に応じた調整係数を設定することが必要であるとしている。

なお、専利開放許諾制度については、国務院が 2021 年 10 月に発表した「**“十四五”知財保護運用計画**」（“十四五”国家知识产权保护和运用规划[9]）では、「専利開放許諾制度と運用体制を構築、整備する」ことが示され、CNIPA が 2022 年 5 月 11 日に発表した「**専利開放許諾パイロットプロジェクト作業方案**」（专利开放许可试点工作方案[10]）では、一部地域[11]が第一陣の重点支援地域と認定され、かつ、本方案に従って特定のプログラムを策定するとされており[12]、さらに、期待される目標として、2022 年末までに 100 以上の大学、研究機関、国営企業が試行に参加し、1,000 件以上のライセンス契約が締結されることが掲げられている。

また、2022 年 9 月 9 日付けの CNIPA からの文書[13]によれば、同年 8 月時点で、市場性が見込まれる 4,000 件以上の専利が試験的な開放許諾の対象として選ばれ、約 2 万社の中小・零細企業に提供され、600 件を超えるライセンスプロジェクトが成立しているとのことである。

（以上）

---

8 インカムアプローチ、マーケットアプローチ、コストアプローチなど。
9 ［原文 URL］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
10 ［原文 URL］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/25/art_2986_176756.html
11 北京、上海、山東、江蘇、浙江、広東、湖北、陝西の 8 つの地域。
12 ただし、その他の地域での活動を制限するものではなく、その他の地域は特定のプログラムを策定するかどうかを自主的に決定できる、と説明されている。
13 「中国人民政治協商会議第十三期全国委員会第五回会議の提案第 04321 号（科学技術第 196 号）に対する国家知識産権局からの回答書」（国家知识产权局关于政协十三届全国委员会第五次会议第 04321 号（科学技术类 196 号）提案答复的函）
［原文 URL］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/9/9/art_516_178634.html?xxgkhide=1